

# 下関市立大学大学院経済学研究科履修規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 58 号

改正 平成 22 年 9 月 27 日規程第 19 号

平成 26 年 4 月 22 日規程第 9 号

平成 27 年 2 月 26 日規程第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学大学院学則（平成 19 年規則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 18 条第 3 項の規定に基づき、下関市立大学大学院経済学研究科の授業科目、単位数、履修方法について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第 2 条 授業科目は、講義、演習及び実習とし、授業時間割及び担当教員とともに、学年の初めに定める。

2 授業科目の単位は、15 時間の講義又は演習をもって 1 単位とし、実習科目は、調査並びに海外研修によって単位とする。

(研究指導教員)

第 3 条 研究指導教員は、特定の課題についての研究（以下「プロジェクト研究」という。）又は演習を担当する専任の教員とする。

2 学生は、第 1 年次の所定の日までに研究指導教員を定め、授業科目の選択、修士論文又はプロジェクト研究の成果の作成その他研究一般について、その指導を受けなければならない。

3 前項の場合において、研究指導教員を定めるときは、当該教員の承認を必要とする。

4 研究指導教員は、下関市立大学大学院経済学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の意見を聴いて研究科長がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、変更することはできない。

(履修方法)

第 4 条 学生は、授業科目のうち必修科目及び選択科目の単位を合わせて所定の 30 単位以上修得しなければならない。

2 必修科目は、研究指導教員が行う演習とし、必要修得単位数は、合計 8 単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、プロジェクト研究を行う学生の履修方法については、別に定める。

(履修登録)

第 5 条 学生は、毎年指定する期間内に、その学期で履修しようとする授業科目を、

研究指導教員の承認を得て登録しなければならない。

(修了要件)

第6条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又はプロジェクト研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、研究科委員会の意見を聴いて学長が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。

(授業科目の試験)

第7条 授業科目の単位の認定は、毎学期の終わりの試験又は研究報告等によって行う。

2 前項の評価は、次の基準によって行い、優、良、及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(1) 優 100点から80点まで

(2) 良 79点から70点まで

(3) 可 69点から60点まで

(4) 不可 59点以下

3 合格した授業科目については、所定の単位を付与する。

(修士論文)

第8条 修士論文は、修士課程に1年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けたものでなければ提出することができない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者で、研究科委員会の意見を聴いて学長が特に認めた場合、この限りでない。

2 修士論文の提出、保管については、別に定める。

(修士論文の審査及び最終試験)

第9条 最終試験は、第4条に定める単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

(準用)

第10条 前2条の規定は、プロジェクト研究の成果について、準用する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月27日規程第19号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 22 日規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る履修方法は、この規程による改正後の下関市立大学大学院経済学研究科履修規程第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 2 月 26 日規程第 9 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。